

タイ農村の所有と経営の構造

——田坂＝宮崎論争を手がかりに——

北原 淳

はじめに

わが国の東南アジア地域研究もこの20年間でずいぶん進歩したものだと思う。それは特定のテーマをめぐる論争にもうかがうことができる。ここで仮に田坂＝宮崎論争とよぶことにする論争もそのひとつである。この論争は主として本誌誌上で行なわれたので、まず関係論文をあげると次の3本である。

- ①宮崎猛「東北タイ農村における農地貸借と農業共同経営に関する経済分析——コンケン県ドンデーン集落を事例にして——」『アジア経済』25巻11号、1984年。(以下、宮崎第1論文)
- ②田坂敏雄「タイにおける農地貸借の類型と性格——宮崎猛氏の所説に関連して——」『アジア経済』27巻2号、1986年。(以下、田坂論文)
- ③宮崎猛「東北タイ農村における共同経営と土地所有——田坂敏雄氏の批判に答えて——」『アジア経済』28巻1号、1987年。(以下、宮崎第2論文)

参考のため両氏のかかわった調査について背景を記しておこう。宮崎氏が一員として参加したのは京大東南アジア研究センターが関係者の総力をあげて実施した東北タイ・コンケン県ドンデーン村調査(1981年6月—1982年1月、1983年6月—1984年3月)である。この村は周知のように、かつて1964年—66年にかけて同センターの今は亡き水野浩一氏が調査し、その集成分が「タイ農村の社会組織」(創文社1981年)として公刊された。

京大チームはすでに公刊、非公刊で膨大な報告書、資料等を出し、主たるものとして次が公刊されている。

Fukui, H., Y. Kaida, and M. Kuchida eds, *A Rice-Growing Village Revisited: An Integrated Study of Rural Development in Northeast Thailand*, The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University 1985(interim report).

「特集:東北タイ・ドンデーン村」『東南アジア研究』23巻3号1985年

一方田坂氏が一員として参加したのは、私をはじめ、赤木攻、竹内隆夫、清水由文の5名の混成チームからなる東北タイ・ノンクン／中部タイ・ランレーム調査(1980年7—9月、1983年3月)である。田坂氏はこのうちランレーム調査を担当した。我々のチームも次を公刊した。

*Villages in Thailand : Lanlaem and Nongkung*, Faculty of Letters, Kobe University 1982(interim report)

北原淳編「タイ農村の構造と変動」勁草書房1987年。

両チームは形式的には2つに並べて記すことができるとしても、我々のチームは組織、予算規模ともに京大チームの中のひとつの班、それも量的に弱小な部類の班にしか相当しないとみられ、おそらく集めたデータの量も質も京大チームには遠く及ばない。組織、予算規模に加え、学部所属の我々は時間的制約の点でも無念の涙をのんだ所である。

なお論争は本誌誌上で公にされているが、非公開の場でも個人的にあるいは非公開論文を通じて、様々な形で行なわれてきている。京大チームは1986年12月現在32号にのぼるメンバー限りの「DDニューズレター」を発行しているが、その27号は、宮崎氏の第2論文(本誌28巻1号)の原稿を掲載し、田坂論文も複写して同時掲載し、これに福井捷朗氏が「宮崎—田坂論争に対するコメント」と題する文章をよせている。

宮崎第1論文、第2論文とも部分的ではあるが、私の論文について言及し批判している。第1論文での批判に対して私は本誌26巻11号掲載の論文(以下北原論文)の注で簡単にコメントしておいた<sup>(1)</sup>。今回の第2論文では宮崎氏はこの北原論文をとりあげて批判している。批判された北原論文は屋敷地の所有の権利と居住状況を主たるテーマとしているが、冒頭で耕地の所有にもふれた。この耕地の所有にかかわる部分が宮崎氏の批判の対象となっている。そこでこの批判に答える意味で、本稿では宮崎氏の扱っている事例が私の見解に従って解釈しても全く矛盾がなく、むしろ明快に解釈できることを示そうと思う。ただし先の北原論文では、親が死亡し、兄弟間で土地が均等分割されたあとは、親の在命中に成立していた親子関係からなる複合家族としての「屋敷地共住集団」が崩壊し、親の在命中の親子・兄弟間(私はしばしばこれを単に「親子関係」と表現している)の共同機能が質的に低下する点だけを強調した。そしてその反面たとえば兄弟間で土地の分割がなされ相続が確定したあとも残る共同保全の規範(親からの相続地を共同で保全しようとする規範)に全くふれなかった。このため宮崎氏は北原が「個人的土地所有下の均分相続制」を全く無条件に認めているかのようになっている<sup>(2)</sup>。この点も宮崎氏の「共有」概念を分析的に整理する中で釈明してみたい。

わが国の研究風土の中では論争がおきると、それが即個人間、集団間の感情的情緒的対立となり、研究の面では必ずしも生産的成果を生まないことが多い。少なくとも私自身は田坂=宮崎論争を手がかりに、私自身の説をより明解に整理して豊富化してゆくことにしか関心はない。自説をより広い一般的構図の中に相対化することによって、故水野浩一先生の偉大な成果である「屋敷地共住集団」の存立の条件を明確にし、わが国のひいては国際的なタイ研究の共同の遺産として、発展的に継承することが願いである。

以下の叙述では、主題を宮崎氏の検討している耕地の所有と経営という点に限定したい。前述のように先の北原論文は、比較家族史研究の成果にもとずいて、「屋敷地」の所有と居住を主要テーマとしているが、水野浩一氏以来口羽・武邑氏をはじめ宮崎氏にいたるまで、

ドンデーンの調査チームは、「屋敷地」を「屋敷地共住集団」成立の必須の条件とは考えず、等閑視する伝統をもっている<sup>(3)</sup>。従ってこの点では依然すれちがいがあることを確認した上で、対象を宮崎氏の扱っているテーマに添って耕地の所有と経営に限定したい。

ただし宮崎氏のテーマのうちとくに経営に関して私はデータをほとんどもちあわせていない。先の調査でランレームの農業経営の調査は田坂氏の分担であり、私は直接かかわらなかったのも、きわめて表面的な調査質問票のデータしかない。さらに東北については、今回の調査では調査票調査で十日前後訪れただけであり、農業経営についてはほとんど知らないに等しい。そこでここでは宮崎氏の示すデータを整合的に解釈するには、基本的には私の枠組でも有効であることを示すことを主眼としたい。

後述のように宮崎氏の共同経営の諸形態(正確には家族周期にともなう経営形態の変化の諸形態というべきか)の議論は大変すぐれたものであり、水野氏の二十年前の発見をより一般的理論とするのに貢献している。しかし宮崎氏には、私が注目するような所有形態の変化についての議論がなく、所有が慣習法的な規範や意識のレベルで抽象的に「共有」として論じられているにすぎない<sup>(4)</sup>。にもかかわらず、この「共有」を共同経営の基礎条件とし、そのために共同経営でない形態(その典型は兄弟間の土地の賃借)まで共同経営に含める誤りを犯している。所有形態を正確に把握し、これを経営形態と関連させることにより、宮崎氏のデータはもっと整合的に解釈できる、というのが私の主張である。

## 1

宮崎第二論文をよんでみて、宮崎氏と私の間には、とりわけ親の死後、親から子供への相続が完了したあと、相続をした子供兄弟同志で行なわれる経営面での相互扶助(土地の賃借、土地無兄弟による全面的手伝いなど)についての解釈のちがいがあることをあらためて確認した。このちがいは、第一には、東北タイと中部タイの間での、共同関係、とりわけ兄弟間(正確には親の死後の兄弟関係。念のため)の共同関係に強弱の差がある、という点にもとめられる。この点は東北と中部の共同関係の実態をあきらかにし、特定のフィールドの事例を一般化せず異同を確かめれば、かなりの程度まで意見を一致させることができる。しかしちがいは、第二には、共有についての理解やその共有概念から導き出される共同経営についての理解のちがい、という点にも、求められる。

第一の実態のちがい、第二の解釈枠組みのちがいのうち、どちらがより重要な要因であるかといえば、どうも後者である。田坂論文は、宮崎氏とのちがいについて、「それは、調査村の違いを反映したというよりも、形態区分の分析視角の違いにもとづくものと思われる<sup>(5)</sup>」としているが、この点は同感である。

東北タイと中部タイの所有と経営のあり方についてのちがいをあらかじめ要約するとつぎのようであろう。まず所有については個別的所有権の成立が中部タイにより顕著である。

しかし中部タイにも、宮崎氏のいう「所有権制限」はある。後述のように親からの相続地を兄弟同士で保全しあう規範や慣行が全くないわけではない。しかしこのような「共有」規範が個別所有権を制限する度合は相対的に少ない。他方東北タイの場合子供が親から相続権をえてもそれが個別所有権となる度合は弱く、兄弟間の「共有」規範の外枠に制限され、「所有権制限」の度合が強い。しかしたとえば土地を売る場合、親族外の高値をつけた他人に売る傾向は我々の東北タイ調査村のノンクンでも強まっている。私有と共有からなる二重の所有構造、「固有の二元性」をもつ、法律学でいう「共有」構造の上に、さらに近代的私有権概念が被いかぶさってきた重層的な状況が認められるのではないか。昔と比べ、少なくとも現在はその傾向が強まりつつあるとみられる。

経営については、東北タイが「共働」をとまうのに対し、中部は単独である。東北では経営においては共同労働をし、生産物を共同で消費し、保管する慣行がある。とくに子供世帯が未相続の期間親世帯の土地で親と働き、生産物を親と共同で保管・消費するがこの、「全面的共同経営」(宮崎第二論文)は中部タイには見られない。また親子、兄弟間に顕著だという「共働型部分共同経営」(一方が土地を出し、その土地で双方が働き、双方で収益を分配する形態)も、かつてはともかく<sup>(6)</sup>、今は見られないだろう。このような「共働」は単に労働を提供しあう、という点だけでなく、意思決定権も共同で行なわれているのかどうかという点を検討する必要があるが、親族間で土地のない者がある者の耕作を手伝う、という事態ではないらしく、この「共働」の存在は東北(および北部)に特有の現象である。

第二の解釈枠組みのちがいのうち、まず「共有」についての理解のちがいを確認しておきたい。

宮崎氏は「個人主義的分析方法」批判の流れにのり、個別の所有と経営が共同関係によって制約される形態をかなり広く、「共有」、「共同経営」でくくっている。とくに問題なのは第一論文で兄弟間の刈分小作とみなしていたものを、第二論文では「農地貸借型部分共同経営」という共同経営の一種に含めてしまった点である。おそらく宮崎氏は、田坂論文が宮崎第一論文を批判し、同じ刈分小作でも親族間の刈分小作と非親族のそれとは区別すべきだ、としたのに答えたのだろう。

私は、後述のように宮崎氏自身の掲げるデータを検討してみると、親から子供に主要な土地(とくに水田)が相続されると、共同規範に制約されながらも子供の個別的所有権が成立し、これと密接な関連をもって経営の意思決定権が親から子供に移譲される、と解釈した方がより説得的だと考える。たしかに、兄弟間の農地貸借では賃貸料が通常相場より安く不作の際の減免率も大きいことがふつうである。だが親族関係があり、土地の貸借がある、ということがなぜ「共同経営」なのだろうか。それは宮崎氏が共有＝共働＝共同意思決定というかなり抽象的な規範レベルでしか事態をみていないためである。宮崎氏によれば兄弟間の土地の貸借は、土地と労働力の共同出資ということになってしまう。第一論文で

は宮崎氏はそれを、「過渡的相互扶助形態」であり、(起源は)「一種の部分共同経営であった」、「部分共同経営の延長」である、などと部分共同経営そのものというより、その推移した状態であるとしていた。私はこちらの方がまだ正しいと思う。

「過渡的」であるというのは、後述のように、この形態がしばしば短期的であり、兄弟以外の親族や他人との「刈分小作」に容易に移行しやすいことをしめしている。これは近年になって一般に私的権利が強まったという時代的要因によるよりも、相続による個別所有権の発生と意思決定権の成立という家族周期的要因によるものと考えられる。

仮に、兄弟間での「共有」があるとして、その「共有」は兄弟が互いに生存している間は続く、というのだろうか。兄弟世帯の子供が世帯をなし、その子供に相続をする時も兄弟同士で相談する(つまりオジオバの同意が必要)のだろうか。そうではあるまい。兄弟間といっても、それは兄弟の世帯がまだ核家族的周期段階にあり、しかも兄弟のライフサイクルが個々がうため親からの相続が部分的でまだ完了したとはいえない期間だけである。しかもこのような時期でも、宮崎氏がある事例で認めるように親子間の土地共有意識よりも姉妹間の土地共有意識は弱化する<sup>(7)</sup>。相続地に個別所有権がある以上そこで簡単に親族から他人への土地貸借へのきりかえがおこなわれるのは当然である。宮崎氏に公平にいうならば、おそらく宮崎氏は完了前(両親が死亡し、兄弟同士で相続地の調整を終える前であり、部分的相続があるのは一向さしつかえない)の事態を重視しているのに対し、私は相続完了後の事態を重視しているのだろう。しかし少なくとも私は前者の個別的部分的相続のある状態を完全な意味での「相続後」とはみなしていない。

宮崎氏のもうひとつのあいまいな点は「共同意思決定」の内容である。宮崎氏の理解では共同経営は参加者の経営要素の出資、参加者による経営体の経営資産の共有、共同意思決定の三要素からなる。ところがドネーションでは経営要素の所有と経営資産の共有とは「同じもの」(?)だから意思決定もイコール共同だというのである。しかし親子間の「全面共同経営」の場合を除くと、「部分共同経営」では土地も労働力も少なくとも形式的には決して共有ではない。「共働型部分共同経営」において、一方が土地と労働力を「出資」し、他方が労働力だけを「出資」した場合、労働力を「出資」した側は、土地の作目・技術の選択、労働力配分、資金ぐり、販売、収益分配等について土地を「出資」した側と共同で意思決定するのだろうか。もしそうであるとすれば、これは宮崎氏の定義する「共同経営」にあてはまる。また「農地貸借型」の場合、土地を「出資」した側は「労働」を提供せずして、経営上の意思決定を行なうのだろうか。

この点では田坂論文が、相続およびそれを媒介とした相互扶助機能の発現形態の変化に注意すべきだ<sup>(8)</sup>、とした点に注目すべきである。この点はもう少しふえんすれば、家族周期にともなう所有形態の変化という意味での所有の検討をふまえて、共同的機能の変化、共同経営の性格の変化をきちんと把握すべきだ、ということである。この中には当然意思決定権の相続人への委譲という変化も含まれているはずである。親から子供への相続がな

される過程で、「経営をまかせる」ことにより、経営権(経営上の意思決定権)が子供に委譲されることは、後述のように水野氏の調査の時点でも認められていたことである。

以上簡単にいえば、宮崎氏の議論は、家族周期に伴なう経営形態の変化、とくに「出資」の形態の変化について詳しい分析がある点ですぐれている——この点を私は決して過小評価するつもりはない——が、所有形態の変化とそれにもとづく意思決定権の変化の検討を省略しているため、「共同経営」を所有と経営の二側面に関連つづけて正確に分析することに失敗し、「共同経営」をいわば、「共有」規範の存在＝共同意思決定の成立というあいまいな前提によって拡大解釈してしまっているといえよう。とりわけ兄弟間での土地貸借を「農地貸借型部分共同経営」としているのは行きすぎであると思われるし、また兄弟間になりたつ「共働型部分共同経営」も、それが普遍的に成立するか否かについては、いまひとつ説得力を欠くといわなければならない。

二、

水野氏は60年代のドンデーンの調査で、親子間の共同経営に注目して、親の土地で親と一緒に働く子供世帯を「親族共同体的農業従事者世帯」と名づけた<sup>9)</sup>。ここでは水野氏は「共同体的」という表現をし、かなり永続的な共同団体の存在を想定したかのようにも考えられる。しかしその後の展開では、この親子間の共同経営は家族周期の一段階に生ずる経過的、過渡的なものとして、子供の個別経営の独立の方を重視する方向にむかい、親子間の共同経営のあとに発現してくる兄弟間の共同経営にはあまり注目しなかったようである。ところが、この点で宮崎氏はより詳しく、共同経営の形態の変化をフォローした。宮崎氏は家族周期に従って、共同経営の形態が、親子間の「全面共同経営」(ヘットナムカン・キンナムカン=共働共食)→親子、兄弟間の「共働型部分経営」(ヘットナムカン・バンナムカン=共働分配)→兄弟間の「農地貸借型部分共同経営」(バンハイカン=労働分配)と推移し、それが水野氏のいうように親子間だけでなく、兄弟間(親の老後・死後の子供兄弟世帯間)にもみられることをあきらかにした。ただし、さいごの「農地貸借型部分共同経営」が果たして共同経営の名に値するかどうかは疑問であることは前述の通りである。

中部の場合は、経営形態に関して共同経営に当たるものはない。相続前に親が子に一時的に耕作を許可する「ハイ・タム・キン」は、経営形態の点では、「全面的共同経営」の崩壊期にあらわれる「将来譲渡されるべき農地もきまっておき、その土地の耕作を完全にまかされている<sup>10)</sup>」形態、と同様であり、子供に任されている。ただし所有権は一方的に親にある。また兄弟同士で土地を貸借しあう「ドゥー・レー」も、個別経営である。田坂氏は宮崎第一論文に従い、中部のハイ・タム・キンを東北の親子間使用貸借=親子間部分共同経営に、また中部のドゥー・レーを東北の兄弟姉妹間刈分小作に相当するものとしている。後者は全くその通りであるが、もし前者が東北の場合親子間(親の存命中の兄弟間を含む)の「共働」ともなうものとするれば、中部のハイ・タム・キンと全く同内容とは断定しない方がよいようである。しかし相続の完了を境にして子供に個別所有権が成立すると理解している点は基本的には正しい。

宮崎氏は共同経営のなりたつ親族間では一方では「共有」があるといいながら、他方では親族間の土地貸借料が安いこと(宮崎氏の解釈だと、土地と労働力の共同「出資」の結果として、労働力「出資」者への分配率が高いこと)、親族間での土地売買価格が通常相場より安いこと等をもって「農地所有権制限」がある、としている。宮崎氏によればこの「農地所有権制限」も「親族組織における農地共有を裏付ける根拠<sup>11)</sup>」となる。以上のことは、特定の親族間、たとえば兄弟間では「農地共有権」が成立しているがゆえに、その「共有」規範に「制限」されて、貸借や移転は兄弟間で行なうという優先権やその際の対価の特典などが設けられたりするのであるが、ともかく貸借や移転の行為が成立することを示している。あるいはこの貸借や移転も法律学でいう分有状態の「共有」の範囲に入るのだろうか。仮に一步踏っ

て伝統的な形態はそうであったとしても、ここ二十年ほどの近代的な観念の浸透は、個別所有権を強めているはずである。江戸時代の日本の農民の同族団については「各家の個別所有の形をとりながらも、完全な個別所有にいたらず、その根底に〔法律学でいう〕「共有」の形態が存在する所有形態である<sup>(12)</sup>」といわれる。東北タイの相続後の所有権は少なくとも現在はこのような姿にかなり近いのではないだろうか。

私は北原論文で中部ランレームの事例にもとずき、親子間でまだ相続が確定せず、ハイ・タム・キンなど一時的耕作許可が行なわれている状況を「耕地の未分割、あるいは共同保全<sup>(13)</sup>」の状態と呼んだ。この状態は親の老齢期や死亡期の子供への相続の確定によって基本的には終了し、その後兄弟間で土地の貸借(ドゥー・レー)が生ずる際は、個別所有権の貸借だとみなした。つまり「共同保全」は親の死亡と相続の完了を契機に崩壊し、兄弟間の関係は共同諸機能を著しく弱める、とした。しかし「個々の世帯の独立性が著しく強くなり、互助関係は共同的というよりも二者関係の性格を強める<sup>(14)</sup>」とした点は正しいとしても、その基底に分割後も残る共同保全的規範や慣行がある点を省略したのは全く片手落ちであった。この点、近着では兄弟間で土地分割以降も「共有」的観念が残ること、それは親の霊を供養する観念に裏打ちされていること、を強調しておいた<sup>(15)</sup>。この一連の観念の中には、夫と妻の相続地がそれぞれ各自の兄弟集団による共同保全観念の統制をうけられているということも含まれ、同一世帯にも「夫婦別財観」もみられるが、これは宮崎第一論文の指摘と一致している<sup>(16)</sup>。しかしこのような観念、規範があり、それに制限されることと個別的所有権が確立していることとは全く別問題である。こうした規範が実際に垣間みられるのは例外的にクリティカルな状況(たとえば離婚)の時だけである。個別的所有権、個別的意思決定権がそのような「共有規範」に埋め込まれているかのように想定するのは行きすぎである。しかし東北には親の死後も、農業経営は個別経営となっても、兄弟間ではきわめて強い連帯(たとえばピースア・ディオカン=同一血統の観念)がつづくことは否定できず、家族機能を全体としてみる場合は竹内の「合同家族」仮説はかなり有効でもある。<sup>(17)</sup>

以上でやや詳しく展開したことは、要するに家族周期にともなう(そして副次的には近代的私有観念の浸透にともなう)所有形態の変化を検討してみると、共有の実態は親子関係のみに存在し、親の死後の兄弟関係に至ると個別的所有権が、たしかに「共有規範」の制限を大なり小なり受けるが、著しく強まるということであった。宮崎氏の所有論は、その経営論とちがひ、こうした現実の機能にかかわる実態論(所有形態論)がなく、もっぱら規範や観念のレベルでの議論に終始しているといわねばならない。

次に宮崎氏の経営形態論について検討をしてみたい。宮崎氏は、「全面的共同経営」=親子間での土地の未分割と共働・共食からなる共同経営→「共働型部分共同経営」=親子・兄弟間での一方の土地の提供と双方の共同労働からなりたつ共同経営→「農地貸借型部分共同経営」=兄弟間での一方の土地の提供と他方の労働力の提供からなりたつ共同経営、と

ほぼ三大段階の周期的段階を設定した。このうち第三段階が共同経営に値しないことは所有形態論的にすでにあきらかであり、この点は前述した。

次に第二段階はどうなのであろうか。まず所有形態論的にみると、この共同経営は親の主要な耕地(とくに水田)の相続が基本的にはまだおこなわれる以前の親子間、兄弟間において成り立つ形態である。その段階においては一方でたえず新しく世帯をもった子と親(および未娘)との間に「全面的共同経営」を生み出しながら(ということはそれぞれの子供のライフ・サイクルに応じた相続がまだ反復する)、他方で親の生存時における親子間、兄弟間において実質的保有権をもつ者と未所有の者との間で「共同型部分共同経営」もまた次々と生み出されてゆく。たしかに特定個人について部分的相続(他村からの婚入者の親からとか共住する親の土地のごく一部とか)は行なわれているかも知れないが、まだ親から子供たちへの相続は完了したわけではない。この間の部分的相続を受けその土地に実質的保有権をもつ者と未相続未所有者や土地不足者の間に、一方では彼らの独立度に応じてかなりの程度の自作地経営をしながら、部分的に不足する分を「共働」により利用しているという関係が成り立つのである。同じく「兄弟間」とはいっても宮崎第二論文第2図にみるように親が死亡しほぼ完全な相続を受けた、1981年時点で、兄弟間の共同関係が「共働型部分共同経営」から「農地貸借型部分共同経営」へと移行している点はもっとも有力な証拠のひとつである。つまりダイアッドとしての兄弟間の関係一般ではなく、家族周期上の親の死後の兄弟間(私がしばしば略して言う「兄弟関係」)では、私の主張するように「共働」にもとづく共同経営は原則的には成立しないのである。「親の生存時の兄弟関係と親の死後の兄弟関係とは段階差を設けざるをえない<sup>(19)</sup>」と想定して、子供の個々のライフ・ステージ上の相続がすこしずつ生じ、最後に親の老齢・死亡という特定のライフ・ステージによって全相続が完了(実はその後の兄弟間での売買、譲渡等の調整を経てようやく完了)する、という一連のプロセスだと考えてみた<sup>(19)</sup>。この考え方を適用するなら、宮崎氏の「共働」が成立するのは、まだ一部の兄弟の相続が完了せず、完全に個別経営が成立しない期間である。つまり私の用語でいえばこの状況はまだ「親子関係」が成立している期間であり、「兄弟関係」の期間ではない。

ただし、私が予想してなかったのはダイアッドの親子間だけでなく、ダイアッドの兄弟間にも「共働」がみられるという事実である。この点はあとで宮崎氏の扱う事例を個別に検討してみたいと思う。その前に、宮崎氏の経営分析が経営要素(土地、労働力)の出資を中心としていて、意味決定権の所在があいまいである点を検討しておこう。

宮崎氏は、ドンデーンの共同経営をほぼ次のように理解する。すなわち、日本の共同経営は参加農家が出資する経営要素の所有と経営体の資産の所有とは区別できる。そして経営要素(土地や資本)を出資することが共同経営を成り立たせる前提となる。ところがドンデーンの「共同経営は、出資と経営が未分離の段階にある。この場合、出資体[参加農家]における経営要素所有と経営体[共同経営]における資産所有とは同じものである。また、

出資体における経営要素の所有形態が、経営体における資産共有とその構成員による共同意思決定とを規定している<sup>20)</sup>。

この抽象的規定のうち、あきらかにゆきすぎなのは、参加農家の経営要素の所有と共同経営の資産の所有が「同じもの」だという点である。宮崎氏の説明する「部分共同経営」(この場合の「部分」は出資体が消費単位として互いに独立していることが前提か?)の段階では、宮崎氏も述べるように「土地はいずれか一方の世帯が出資する<sup>21)</sup>」。この土地は果たして無条件に経営体の資産なのであろうか。土地を一方が出すという事実自体が、出資と経営の分離を示すものではないだろうか。「農地貸借型」の場合、一方が簡単に土地をひきあげた他人に貸してしまうことがおこりうるが、少なくともその場合は出資体の経営要素の所有が経営体の資産所有と「同じもの」ではなく、前者が後者から相対的に独立していることを示唆する。

次にこのこととならんで問題なのが「共同意思決定」である。

第一論文では宮崎氏は、親子の意思決定単位は家族周期により、夫婦中心の単一世帯から親子の複数世帯へというサイクルをくり返し、「二つの意思決定単位が家族周期の変化に対応して交互に出現する<sup>22)</sup>」、としていた。

すでに水野氏は、土地相続前でも子供が消費単位としての世帯を独立させるにつれて、経営の意思決定権も徐々に父親から娘婿に移ってゆくとした。それは「両親の監督のもとに、その田畑で働いている<sup>23)</sup>」という段階から、「将来譲渡されるべき農地もきまっており、その土地の耕作を完全にまかされている<sup>24)</sup>」段階への移行である。この水野氏のいう「相続」により「共同耕作の経営主の地位を退いた<sup>25)</sup>」段階が先の宮崎氏のいう「意思決定単位」の単一世帯化の段階である。水野氏の場合は複数世帯の場合にも「両親の監督」という形で経営上の意思決定権は親のほうにあり、それが徐々に子供に委譲されてゆく、と理解している。つまり水野氏の場合、意思決定は共同ではなく、個人にあるのである。宮崎氏は第一論文では、これに対し、複数世帯からなる共同意思決定の期間を設けたが、それが単一世帯に変化することも認めていた。ところが第二論文では「共同意思決定権」が言葉としては出てくるが、「部分共同経営」になった場合、とくに兄弟間の土地貸借になった場合、どう変化するのが全く説明されていない。宮崎氏が経営形態の変化で詳しく検討するのは経営要素の出資の方であり、意思決定権の方ではない。もちろんこの経営要素の出資の詳細なデータの検討作業それ自体は、これまで本格的におこなわれたことはなく、宮崎氏のすぐれた貢献であることは十分認めた上でのことであるが、この意思決定権の委譲や変化についてのデータを欠くことが、宮崎氏の共同経営の概念をあいまいにしている。

さらにそれは先に引用したように「経営要素の所有形態が…共同意思決定…を規定」する、という点に密接にかかわってくる。水野氏も指摘していたごとく、相続は意思決定権の委譲をとまなうのである。この相続された権利が何ほどの個別所有権を有する限り、それは個別的な意思決定権をとまなうはずである。宮崎氏の意思決定についての議論は、共有＝

共働＝共同意思決定という抽象的議論の域を出ていないように思われる。このことはとくに兄弟間における「部分共同経営」についての説得力を弱いものにしていていると思われる。極端に言えば、それらは、相続をした土地を自分で作っている兄弟に対して、未相続の兄弟が全面的に労働力提供＝手伝いをすることであつたり、土地のある兄弟が、土地のない兄弟に対して、働き口と糊口を提供することであってはなぜいけないのか、がわからないのである。

### 三.

以上のような私の考え方によると相続が完了した兄弟間での共同経営は通常は成り立たないし、もし成り立つにしてもきわめて例外的でしかない、ということになる。このような考え方にたつと、宮崎氏のあげる事例の中でもっとも不利な材料は、「共働型部分共同経営」が、相続前とみなしてよいような兄弟間にだけでなく、相続が完了し独立したとみなせる兄弟間にもみられること、である。わたしの考え方では、そしてこれは田坂氏の親子間のハイ・タム・キン(一時的耕作許可)から、兄弟間のドゥー・レー(管理、面倒見)への移行の場合も同様であるが、親から子供へ土地が相続されると、子供の個別的所有権が成立し、兄弟間であっても、相場よりは安いとはいえ、地代の授受関係をとめない、共働関係は崩壊するはずであった。

宮崎氏の提示する共同経営の事例をそれぞれ概略を説明しながら検討してみよう。

まず展開事例1について。両親(と末娘)世帯の未相続の土地42ライで、長女、次女夫婦がともに働いていたが、親の死亡を契機に相続が完了し、それぞれ6.5ライ、16.5ライの水田を相続した。彼らは相続地では自立的経営をするかわり、何らかの事情により依然妹の土地をそれぞれ4.5ライ、24.5ライずつ借りて作っている、という事態である。宮崎氏はこれを「農地相続完了を機に共働型から農地貸借型へと共同経営が展開し」<sup>27</sup>と解釈し、姉妹間での共同経営だとしているが、これはすでにのべたような点から、親子間の全面共同経営が相続によってくずれ、兄弟間の土地貸借となったと考える方が自然である。前述のように田坂論文がハイ・ドゥーレーと対比しているのはこの例に相当する。

展開事例2について。この例は、両親と末娘夫婦が28ライの土地を未相続のまま確保しており、途中から11ライを隣人の小作にゆだね、残り18ライを、両親・末娘世帯といっしょに、長女夫婦と次女夫婦とが交互に作っている、という事態である。これは未相続の「全面共同経営」であり問題はない。問題は、まず第一に、これと併行して母親の弟の土地15ライがあり、これを次女夫婦と長女夫婦が交互に常時手伝って作っている(宮崎氏の表現では「共働型部分共同経営」という事実である。これは親子関係のバリエーションとしてのオジ・オーバーオイ・メイ関係であり、将来メイたちがオジから相続し、オジを扶養する可能性を含めてよく見聞する例である、と考えられる。

問題の第二は、73年から現在まで、そのオジが自分の水田15ライを自営するかたわら、姉(つまり娘たちの母)の畑6ライの耕作を手伝ってきた点である。これは完全に独立した兄弟同士が単なる貸借関係以外の共働関係を結んでいる例であり、私の解釈をこえる事実である。ひとつの鍵はそれが水田でなく畑だという点にあるように思われる。

展開事例3は基本的に相続前の親子間(しかし子の独立がかなり進行している)の共同耕作である。興味あるのは、長女夫婦が一方で父親の相続地4.5ライの手伝い(「共働型部分共同経営」)をしながら、他方で母親の土地9ライの「使用貸借」(対価なき貸付、いわゆ

るハイ・タム・キンと全く同じ)を経て、「共働型部分共同経営」(全面の手伝い)に至っている事実である。田坂論文が「もしその[部分共同経営の]内実が、親が農地や資本を提供し、子が資本の一部と労働力を提供して農作業を行ない、「収穫物の分配」を行なうものであるならば、この「部分共同経営」とは、親子間の使用貸借、つまりハイタムキン……関係と基本的には同じ形態である」として、「親子間使用貸借＝親子部分共同経営…ハイ・タムキン」<sup>20)</sup>と比定しているのは、所有関係の大筋では正しいとしても、「共働」の可能性を想定しなかった点で不十分だったといえる。この点は私も全く同罪であり不明を恥じたいとおもう。

事例4では宮崎氏は、隣人との共同経営に注目している。簡単にいうとそれは、隣人のオバ(隣村在住)から買った土地で、その隣人と一緒に働き収穫物を分割している「共働型部分共同経営」の例である。しかしそれが土地の販売を仲介したよしみによる隣人の年季雇用であってはなぜいけないのかが良くわからない。

以上の4つの事例から宮崎氏は「農地相続後の兄弟姉妹関係が単なる二者関係ではなく、土地共有にもとづく親子関係の延長上にあることが明らかである」<sup>21)</sup>と結論しているが、実際に農地相続の完了後とみなせるのは事例2だけであり、しかもそこでは「共働型」が「農地貸借型」へと変化した点、つまり「共働」が基本的に崩壊している点が注目されねばならぬ所であり、それはまさにその基礎となる「共有」関係が基本的に崩壊したからである、と私は考える。

次に宮崎氏のおける兄弟姉妹間の共同経営の事例を検討してみたい。

展開事例1は母親が死亡したあと、刈分小作11ライと均分相続地10.5ライとを四女夫婦と三女・六女世帯(二人とも独身?)という兄弟間で「全面共同経営」している例である。しかしもし三女・六女が独身でなく世帯もちだとしたらこの「全面共同経営」は、消費単位としては個々に独立するから、成り立たないだろうし、「共働型部分共同経営」もそれが長期的に成りたつとは考えられない。特殊事例とみなした方がよい。

事例2では母親の姉が一時、妹である母親世帯に貸していた土地をひきはらい、小作料の高い他人に貸付けてしまった事実が目をはなす。宮崎氏も認めるように「この時点における姉妹間の土地共有意識は、……親子間の土地共有意識よりも弱体化して」<sup>22)</sup>おり、それが原因であるのは明瞭である。私の解釈がもっとも生きる事例である。なおこれは田坂論文が宮崎第一論文において親族と非親族の土地貸借関係を十分区別してなかったことに対し批判したことへの回答とみられるが、このようにはかない兄弟間の土地貸借を「共同経営」に含めるのは、あきらかに行き過ぎである。

事例3は妹世帯(夫なし?)の土地を作ってもらった相手が、姉夫婦からイトコ夫婦に移った(しかも賃貸料は同じく40%)というだけのことであり、これを「共同経営」から「刈分小作」への展開と解釈する積極的理由は、少なくとも私には全く見出せない。

以上を検討してみると、兄弟間にみられる「全面共同経営」(1例)は欠損世帯を含む特殊事例であり、また「共働型部分共同経営」も、1例を除くと、基本的に主要な耕地としての水田の最終的相続が完了する以前に成立する、と結論することができる。つまり「共働型部分共同経営」は基本的に親子関係(親が生存し相続を完了する以前)によって成立するものと考えられる。相続後であっても一時的には兄弟間にもそれが成立することはあるが、これは宮崎第一論文の表現にたちかえると「通常一年から数年間と不安定であ<sup>(29)</sup>」ったり、欠損世帯を救うための便法であったりする、とみなす方がよいであろう。そして最後の「農地貸借型部分共同経営」は、いかなる意味においても、共同経営ではない。このように私の所有形態論からみた解釈でも、宮崎氏の示すデータは十分に解釈できるし、筋が通るのである。ただ、くり返しいえば、私はダイアッドの親子間をこえる「共働」という事態を予想せず、兄弟間の結合については中部の事例を一般化しすぎたことを反省する。

近著でこう記したのが釈明といえは釈明である。「編者は合同家族でも親の生存時と死亡後とでは段階差があることを強調した方がよい、と考えているが、しかし親の死亡後も、とくに東北の場合、きわめて根強い兄弟間の連帯が続くことは否定できず、その意味で、東北に限定するなら、[竹内隆夫のいう]合同家族仮説はかなり有効であるとも考えている<sup>(30)</sup>」。

両氏の論争がなければ、私は以上のような所有と経営についての検討をする機会がなく、経営形態について全く無知なままやり過ごしたであろう。両氏に対し、この場を借りて感謝したいと思う。

- (1) 北原「タイにおける「屋敷地共住集団」と集落の社会史」『アジア経済』 26 - 11  
1985年 P.12
- (2) 宮崎第二論文 P.3
- (3) 屋敷地の意義は次の水野氏の著書の書評論文でも強調しておいた。  
拙稿「タイ農村の社会構造をめぐって」『アジア経済』22巻10号、1981年  
なお宮崎氏が基本的に賛成している竹内氏の「合同家族」説でも、「屋敷地」は必須の  
条件となっている点には十分注意されたい。しかし口羽・武邑氏は屋敷地の意義をほ  
とんど認めておらず(口羽益生・武邑尚彦 「屋敷地共住集団」再考—東北タイ・ド  
ンデーン村の追跡調査(中間報告)—)、宮崎氏もこの両者の意見を引いて屋敷地の  
意義を一蹴している(宮崎第一論文、P.46 P.48 注(二))。
- (4) この点を京大チームの「DDニューズレター」27号紙上で福井氏は次のように批判してい  
る。「宮崎氏は、あるときには所有権制限といい、あるときは共有という。この両者の  
間には大きな隔たりがあると考え。相続前の親子関係において共有意識があり、そ  
れが均分相続の背景となることは、長子相続などとの対比でよく理解できる。しかし  
親子間の共有意識は、親子共同経営における土地提供の隔たりを説明するだけである。  
問題は、親子以外の近親間における所有意識である。親子間の共同経営は共有意識に  
基づく→親子以外の共同経営参加者は、すべて土地を共有している、という立論は全  
くおかしい。(P.64—5)
- (5) 田坂論文P.39
- (6) 北原論文 P.12 注(6)参照。ただし中部ではたとえあったとしても親子間でだけであ  
る。
- (7) 宮崎第二論文 P.12
- (8) 田坂論文 P.44
- (9) 水野浩一 「タイ農村の社会組織」 創文社 1981 P.85
- (10) 水野 前掲書 P.93
- (11) 宮崎第二論文 PP.5—6
- (12) 長谷川善計 「同族団初源形態と二つの家系譜(下)」 神戸大学文学部「紀要」 10号  
1983年 P.63
- (13) 北原論文 P.9
- (14) 北原論文 P.7
- (15) 北原 淳(編)「タイ農村の構造と変動」 勁草書房 1987年 PP.392—397
- (16) 宮崎第一論文 P.49
- (17) (注)(32)を参照
- (18) 北原論文 P.7
- (19) 北原編 前掲書 PP.398—408

- (20) 宮崎第二論文 P.8
- (21) 宮崎第二論文 P.8
- (22) 宮崎第一論文 P.51
- (23) 水野 前掲書 P.92
- (24) 水野 前掲書 P.93
- (25) 水野 前掲書 P.122
- (26) 田坂論文 P.47
- (27) 宮崎第二論文 P.11
- (28) 宮崎第二論文 P.12
- (29) 宮崎第二論文 P.54
- (30) 北原編 前掲書 P.2